

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）  
第9条に基づく鳥獣の捕獲許可について（公共インフラ設備保守管理者）

電気設備（電柱、変電設備等）、道路、公園、公共交通機関等の公共インフラ設備の保守管理のために自ら又は他人に依頼されて鳥獣（神戸市捕獲許可権限区分に属するもの<sup>注</sup>のうち、大型獣であるイノシシ、ニホンジカを除くものとする。）の捕獲等を行う者については、その業務の性質上、継続的かつ速やかな捕獲活動が必要となることから、許可期間を最長1年間（ただし年度をまたがないこと）とします。

また、捕獲場所が西区・北区を含む市内の複数の区にまたがる場合は、神戸市農政計画課で一括して許可申請を受け付けますので、農政計画課へ捕獲許可申請書をご提出ください。（神戸市西区内のみで捕獲活動を行う場合は神戸市西農業振興センター、神戸市北区内のみで捕獲活動を行う場合は神戸市北農業振興センターに捕獲許可申請書をご提出ください。）

施行時期：令和7年4月1日より捕獲を開始する捕獲許可について適用

※捕獲許可申請書の受付は捕獲開始日の2か月前から行います。

注：（獣類）アライグマ、イノシシ、タイワンリス、ニホンザル、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノウサギ、ノネコ、ハクビシン 以上10種

（鳥類）カルガモ、カワウ、キジバト、スズメ、ドバト（カワラバト）、ニューナイスズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ミヤマガラス、ムクドリ 以上11種